

4 学校における感染症

(1) 感染症の成り立ち

感染症が発生するには、その原因となる病原体の存在、病原体が宿主に伝播する感染経路、そして病原体の伝播を受けた宿主に感受性があることが必要となる。病原体、感染経路、感受性宿主の三つを感染症のための三大要因という。

(2) 感染経路

感染経路には、①飛沫感染、②空気感染（飛沫核感染）、③接触感染、④経口感染などがある。また、感染症の種類によっては複数の感染経路をとるものもある。

① 飛沫感染

感染している人が咳やくしゃみをした際に、口や鼻から病原体が含まれた小さな水滴（飛沫）を近くににいる人が浴びて吸い込むことで感染する。飛沫が飛び散る範囲は1～2mである。

○ 飛沫感染する主な病原体

細菌：A 群溶血性連鎖球菌、百日咳菌、インフルエンザ菌、肺炎球菌、肺炎マイコプラズマ

ウイルス：インフルエンザウイルス、アデノウイルス、風しんウイルス、ムンプスウイルス、RS ウイルス、エンテロウイルス、麻しんウイルス、水痘・帯状疱疹ウイルス

② 空気感染（飛沫核感染）

感染している人が咳やくしゃみ、会話をした際に、口から飛び出した小さな飛沫が乾燥し、その芯となっている病原体（飛沫核）が感染性を保ったまま空気の流れによって拡散し、近くの人だけでなく、遠くにいてもそれを吸い込んで感染する。空気感染は、室内などの密閉された空間内で起こる感染経路であり、空調が共通の部屋なども含め、その感染範囲は空間内の全域となる。

○ 空気感染する主な病原体

細菌：結核菌

ウイルス：麻しんウイルス、水痘・帯状疱疹ウイルス



③ 接触感染

感染源である人に触れることで伝播がおこる直接接触による感染（握手、だっこ、キス等）と汚染された物を介して伝播がおこる間接触による感染（ドアノブ、手すり、遊具等）がある。通常、体の表面に病原体が付着しただけでは感染は成立せず、体内に侵入する必要がある。ほとんどの場合、病原体の体内への侵入窓口は鼻や口、あるいは眼である。したがって接触感染の場合、病原体の付着した手で口、鼻、眼をさわったり、あるいは病原体の付着した遊具等を舐めたりすることによって病原体が体内に侵入して感染する。

○ 接触感染する主な病原体

細菌：黄色ブドウ球菌、インフルエンザ菌、肺炎球菌、百日咳菌、腸管出血性大腸菌

ウイルス：RSウイルス、エンテロウイルス、アデノウイルス、ロタウイルス、ノロウイルス、風しんウイルス、ムンプスウイルス、麻しんウイルス、水痘・带状疱疹ウイルス

④ 経口感染

病原体を含んだ食物や水分を経口で摂取することによって、病原体が消化管に達して感染が起きる。

食事の提供や食品の取扱いに関する通知等を踏まえた適切な衛生管理が必要である。

○ 経口感染する主な病原体

細菌：黄色ブドウ球菌、腸管出血性大腸菌、サルモネラ菌、カンピロバクター、赤痢菌、コレラ菌

ウイルス：ロタウイルス、ノロウイルス、アデノウイルス、エンテロウイルス

（3）感染症の予防

感染症を予防するには、感染源、感染経路、感受性宿主の三大要因について対策をとる必要がある。効果的な方法は次のとおり。

① 手洗い

きちんとした手洗いとは、手指の横や先端はいうまでもなく、手首の上まで、できれば肘まで、石鹸を泡立てて、流水下で洗浄することをいう。手を拭くのは布タオルではなくペーパータオルが望ましい。

布タオルを使用する場合は個人持ちとして共用は避ける。特に、尿、便、血液、唾液、眼やに、傷口の浸出液に触れた場合は必ずきちんと手洗いをする。石鹸は液体石鹸が望ましい。



手洗い

こまめな手洗いは感染予防の基本

■調理や食事する前 ■トイレのあと ■オムツ交換後

① 石けんで充分泡立てから



②手のひら

③手の甲

④指先・つめの間

⑤指の間

⑥親指も念入りに

⑦手首まで



⑧最後に清潔なタオルかペーパータオルでふき取る

② 咳・くしゃみ

口、鼻をティッシュなどで覆い、使用後は捨てる。ハンカチなどを使う場合は絶対に共用しない。唾液や鼻水が手についた場合は流水下で石鹸を用いて洗う。

※咳エチケット

咳やくしゃみをする場合は、ハンカチ、タオル、ティッシュ等で口を覆い、顔をそむけて飛沫を浴びせないようにする。

③ 吐物・下痢便

吐物は、ゴム手袋をして、できればマスク、ゴーグルを着用し、ペーパータオルや使い捨ての布で拭き取る。外側から内側へ、周囲に拡大させないようにして拭き取る。拭き取ったものはビニール袋に二重に入れて、密封して破棄する。便や吐物の付着した箇所は、塩素系消毒液 200ppm 程度（市販の塩素濃度 5～6%の漂白剤を約 200 倍に希釈）で消毒する。消毒剤の噴霧は効果が薄く、逆に病原体が舞い上がり、感染の機会を増やしてしまうため行わない。処理後は、石鹸、流水で必ず手を洗う。

※標準予防策（standard precautions:スタンダード・プリコーション）

糞便・血液・体液・吐物等には感染性病原体が含まれていることが多く、これらに接する時には、手洗いをより丁寧に行うことや、手袋をすること、必要に応じてマスクやゴーグルをつけることなどが、感染症予防の基本である。これらを標準予防策といい、従来は病院内の感染予防策として用いられてきたが、近年は病院内に限らず、学校を含め、感染の可能性があるものを取り扱う場合に必要で、基本的な感染予防策とみなされるようになってきている。

④ 清掃

床、壁、ドアなどは水拭きでよい。ドアノブ、手すり、ボタン、スイッチなどは、水拭きした後、1日1回の消毒（アルコール類でよい）が望ましい。ただし、ノロウイルスの場合は塩素系消毒剤を使用するなど、流行している感染症によっては、その病原体に応じた清掃を行う必要がある。

⑤ プール

プールの水質基準である 0.4～1.0ppm の塩素濃度を保持する。プール前後は、シャワー等で体を良く洗い、うがいをする。

⑥ 予防接種

感染症に感受性があるものに対してあらかじめ免疫を与えることが、感染症を未然に防ぐために重要である。特にワクチンで予防可能な疾患は集団生活に入る前の接種が有効である。就学時の健康診断においては予防接種歴を確認することとなっているが、就学時のみならず、学校等においても児童生徒等の予防接種歴は保健調査等で確実に把握する必要がある。また、感染症によっては、職員の予防接種歴（又は罹患歴）の把握も重要になる。

学校保健安全法に規定されている学校において予防すべき感染症の中で、定期接種の対象である感染症としては、ジフテリア、百日咳、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん、風しん、日本脳炎、結核（BCG）Hib 感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る）、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B 型肝炎があり、任意接種としては、ロタウイルス感染症、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、インフルエンザがある。

(4) 資料

◇感染症の種類及び出席停止の期間の基準

(学校保健安全法施行規則第18条、第19条)

① 学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間は次のとおりとする。

種類	感染症名	出席停止期間
第一種 感染症法の一類感染症と結核を除く二類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスによるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六法第参考第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。)	治癒するまで
第二種 空気感染または飛沫感染するもので学校において流行を広げる可能性が高い感染症	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く。)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了まで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(3日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種 学校において流行を広げる可能性がある感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

② 第二種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。)にかかった者については、上記の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。

③ その他の感染症は必要があれば、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるものであり、あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではない。

◇学校保健安全法関係条文

(出席停止)

第 19 条 校長は、感染症にかかっている、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

学校保健安全法施行令

出席停止の指示

第 6 条 校長は、法第 19 条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、幼児、児童又は、生徒(高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)の生徒を除く。)にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。

2 出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、文部科学省令で定める基準による。

出席停止の報告

第 7 条 校長は、前条第 1 項の規定による指示をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を学校の設置者に報告しなければならない。

学校保健安全法施行規則

感染症の種類

第 18 条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。
(略：前項参照)

出席停止の期間の基準

第 19 条 令第 6 条第 2 項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。(略：前項参照)

出席停止の報告事項

第 20 条 令第 7 条の規定による報告は、次の事項を記載した書面をもつてするものとする。

- 一 学校の名称
- 二 出席を停止させた理由及び期間
- 三 出席停止を指示した年月日
- 四 出席を停止させた児童生徒等の学年別人員数
- 五 その他参考となる事項

(臨時休業)

第 20 条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

(文部科学省令への委任)

第 21 条 前 2 条(第 19 条の規定に基づく政令を含む。)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)その他感染症の予防に関して規定する法律(これらの法律に基づく命令を含む。)に定めるもののほか、学校における感染症の予防に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

学校保健安全法施行規則

感染症の予防に関する細目

第 21 条 校長は、学校内において、感染症にかかっている、又はかかっている疑いがある児童生徒等を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、法第 19 条の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。

2 校長は、学校内に、感染症のウイルスに汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適当な処置をするものとする。

3 学校においては、その附近において、第一種又は第二種の感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行うものとする。

(保健所との連絡)

第 18 条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

学校保健安全法施行令

第 5 条 法第 18 条の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

保健所と連絡すべき場合

- 一 法第 19 条の規定による出席停止が行われた場合
- 二 法第 20 条の規定による学校の休業を行った場合

(学校の設置者の事務の委任)

第 31 条 学校の設置者は、他の法律に特別の定めがある場合のほか、この法律に基づき処理すべき事務を校長に委任することができる。

◇ 感染症・食中毒発生時の報告

- 1 学校から所管する教育委員会への報告
感染症の種類と報告様式例

■ 散発時

項目	①発生報告及び 状況変化時	②出席停止 報告
感染症の種類 (報告様式・例)	電話(速報)及び 様式2をFAX	様式3
第1種 〔エボラ出血熱,クリミア・コンゴ出血熱,痘そう,南米出血熱,ペスト,マールブルグ病,ラッサ熱,急性灰白髄炎,ジフテリア,SARS,MERS,特定鳥インフルエンザ〕	○	○
第2種※ ¹ (麻しん,風しん,結核,髄膜炎菌性髄膜炎)		
第3種※ ¹ (コレラ,細菌性赤痢,腸管出血性大腸菌感染症,腸チフス,パラチフス)		
第2種 〔インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)百日咳,流行性耳下腺炎,水痘,咽頭結膜炎〕		
第3種 (流行性角結膜炎,急性出血性結膜炎,その他の感染症)		

■ 集団発生時 (臨時休業等の措置をした場合)

項目	①発生報告及び 状況変化時	②出席停止 報告	③臨時休業 報告
感染症の種類 (報告様式・例)	電話(速報)及び 様式2をFAX	様式3	様式4
第1種	○	○	○
第2種 (インフルエンザは別途記載)			
第3種			
食中毒・原因不明疾患の集団発生時※ ³			
インフルエンザ (鳥インフルエンザは除く)	○※ ²	○	○
インフルエンザ様疾患	(別紙様式1)		

- ※1 感染症法第二類、三類及び五類に該当する感染症（麻しん、風しん、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス）については学校保健安全法施行規則の第一種と同様の報告とする。
- ※2 インフルエンザ様疾患集団発生報告要領の別紙様式1で報告する。（当該年度の通知による。）
- ※3 学校給食が原因の食中毒(疑い)の場合は「学校における危機管理の手引き：学校給食編」を参考に、発生報告等を行うこと。

2 市町村教育委員会から各教育事務所を通じ、県スポーツ保健課への報告
感染症の種類と報告様式例

■散発時

項目	①発生報告及び 状況変化時	②出席停止 報告
感染症の種類 (報告様式・例)	電話(速報)及び 様式2をFAX	様式3※4
第1種 〔エボラ出血熱,クリミア・コンゴ出血熱,痘そう,南米出血熱,ペスト,マールブルグ病,ラッサ熱,急性灰白髄炎,ジフテリア,SARS,MERS,特定鳥インフルエンザ〕	●	●
第2種※1 (麻しん,風しん,結核,髄膜炎菌性髄膜炎)		
第3種※1 (コレラ,細菌性赤痢,腸管出血性大腸菌感染症,腸チフス,パラチフス)		
第2種 〔インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)百日咳,流行性耳下腺炎,水痘,咽頭結膜炎〕	/	○
第3種 (流行性角結膜炎,急性出血性結膜炎,その他の感染症)		

■集団発生時(臨時休業等の措置をした場合)

項目	①発生報告及び 状況変化時	②出席停止 報告
感染症の種類 (報告様式・例)	電話(速報)及び 様式2をFAX	様式3※4
第1種	●	●
第2種(インフルエンザは別途記載)	●	○
第3種		
食中毒・原因不明疾患の集団発生時※3	●	●
インフルエンザ(鳥インフルエンザは除く)	●※2	○
インフルエンザ様疾患	(別紙様式1)	/

●：学校等の設置者、教育事務所を通じ、県スポーツ保健課報告

○：学校等の設置者へ報告(必要に応じ、教育事務所を通じて県スポーツ保健課へ報告を求めることがある。)

- ※1 感染症法第二類、三類及び五類に該当する感染症(麻しん、風しん、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス)については学校保健安全法施行規則の第一種と同様の報告とする。
- ※2 インフルエンザ様疾患集団発生報告要領の別紙様式1で報告する。(当該年度の通知による。)
- ※3 学校給食が原因の食中毒(疑い)の場合は「学校における危機管理の手引き：学校給食編」を参考に、発生報告等を行うこと。
- ※4 県スポーツ保健課へ提出する際には、市町村教育委員会で定める様式で構わない。

◇インフルエンザ集団発生時における措置

(1) 欠席状況の把握

学級ごとに児童生徒等の毎日の欠席率に注意し、欠席率が急速に高くなった学級があるときは、インフルエンザ様疾患によるものかどうか調査して明らかにすること。

(2) 学校医の指導と助言

常に学校医との連絡を密にし、予防対策の指導と助言をあらかじめととも、インフルエンザ様疾患の児童生徒等を発見したときは、学校医の意見等に基づき出席停止その他必要な措置を講じること。

さらに、欠席率が急速に高くなったとき、または、罹患児童生徒等が急激に多くなったときは、校長又は学校の設置者は直ちにその状況を考慮し、その地域におけるインフルエンザの流行状況を参考にし、学校医と協議して時期を失うことなく、学校保健安全法に基づき臨時休業を行うこと。

(3) 修学旅行、学校行事などの取り扱い

学校においてインフルエンザ様疾患が発生している場合は、その状況により計画中の修学旅行、学校行事などがあっても拡大防止の観点から中止することが望ましい。

(4) 学級担任の保健指導の留意事項

① 早期発見のための健康観察の視点

- ア 熱がないか（学校、家庭での検温を指示）
- イ 頭痛はないか
- ウ 咳、痰はでないか
- エ 鼻水は出ていないか
- オ 吐き気はないか
- カ 悪寒を感ずることはないか
- キ 倦怠感はないか
- ク 腹痛はないか（下痢はしていないか）
- ケ 関節の痛みはないか
- コ 筋肉痛はないか
- サ 顔色に変化はないか
- シ 普段の様子と変わりはないか（行動、動作等）

② 児童生徒等への指導事項

- ア 運動後、遊びのあと、食事前、トイレの後、帰宅後などに「手洗い、うがい」を励行するように指導すること。
- イ 多数の人の集合する場所には、できるだけ行かないように指導すること。
- ウ 十分な睡眠及び栄養の摂取に注意して、不規則な生活を避けるようにすること。
- エ 運動後、遊びのあとの着替えと汗の処理についても十分注意するよう指導すること。
- オ 教室内の温度、換気などについて注意すること。
- カ 罹患したと思われる場合には、安静にし、早めに医療機関を受診するように指導すること。

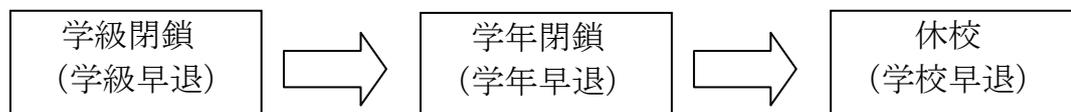
(5) 家庭に対しての指導事項

- ① 家族全員で「手洗い、うがい」を励行するように協力を得ること。
- ② 家族の健康については、互いに注意し合い、異常があったときは医師の診断を受けるように協力を求めるとともに、児童生徒等の場合は診断結果を直ちに学校に報告すること。
- ③ 家族がインフルエンザに罹患した場合は、できるだけ個室で療養し、個室がない場合はマスク着用や療養場所を離すなど家族内感染を注意すること。
- ④ 患者の使用した居室の換気を図り日当たりを良くし、また、衣類家具などの日光消毒を行うこと。

(6) 関係機関への報告【※当該年度の通知による】

- ① 学校は、インフルエンザが集団的に発生（初発）し、臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校等）の措置をとる場合は、インフルエンザ様疾患集団発生報告要領に従い、速やかに報告すること。
- ② 厚生労働省への状況報告等のため、学級閉鎖・学年閉鎖・休校の措置を行う場合並びに措置が変わった場合【図1参照】には、インフルエンザ様疾患集団発生報告要領に従い、措置を行う直前の状況を文書にて報告すること。
- ③ インフルエンザ様疾患とは、38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状（鼻汁若しくは鼻閉咽頭痛、咳のいずれか1つ以上）を呈した場合をいう。

【図1】



矢印の方向に変わった場合のみ報告とするが、教育事務所ごと、現時点での閉鎖校数を把握できるように体制は作っておくこと。

(別紙様式1)

インフルエンザ様疾患集団発生状況調査票

(平成27年11月改定)

平成 年 月 日

報告担当者所属・氏名

TEL

次のとおり報告します。

1 集団発生学校等名 (所在市町村名)		(市・町・村)							
2 ①集団発生年月日		平成	年	月	日	()			
②処置変更年月日		平成	年	月	日	()			
3 学校等の処置	処置内容 (該当項目を○で囲む) 処置期間・ 対象等説明	①休校 (学校早退を含む)							
		②学年閉鎖 (学年早退を含む)							
		③学級閉鎖 (学級早退を含む)							
		④処置なし							
4 集団発生時のり患状況	区 分	全校(施設) 人	※処置学年、クラス等の状況						
			学年組	学年組	学年組	学年組	学年組	学年組	処置合計
			①在籍者数						
			②欠席者数						
			③り患出席者数						
④り患者数計(②+③)									
5 主要症状	①発熱 (°C ~ °C) ②頭痛 ③せき ④たん ⑤のど発赤 ⑥咽頭痛 ⑦鼻汁 ⑧吐気 ⑨悪寒 ⑩倦怠感 ⑪腹痛 ⑫下痢 ⑬筋肉痛 ⑭関節痛 ⑮腰痛 ⑯その他 ()								
6 その他									

(記入上の注意)

- 「2 ①集団発生年月日」には、インフルエンザ様疾患集団発生報告要領1の(1)の年月日を記入する。また、「2 ②処置変更年月日」には、同要領1の(2)及び(3)の年月日を記入する。
- 「3 学校等の処置」では、学校早退は「①休校」の欄に、学年早退は「②学年閉鎖」の欄に、学級早退は「③学級閉鎖」の欄に、その旨記入する。ただし、1学年1学級の場合は「②学年閉鎖」の欄に記入する。
また、学級閉鎖等の処置を行わないが、インフルエンザ様疾患集団発生報告要領1の(4)に該当する場合は「④処置なし」を○で囲むこと。
- 「4 集団発生時のり患状況」の②、③には、インフルエンザ様疾患以外の原因による欠席者、インフルエンザ様疾患以外の疾病のり患は含まない。「③り患出席者数」欄には早退者を含む。
また、※印欄には、学年閉鎖の場合は処置学年の閉鎖される直前の状況を、学級閉鎖の場合は処置クラスの閉鎖される直前の状況を記入する。
- 「5 主要症状」は、該当する症状を○で囲むこと。なお、発熱、その他の場合は()に症状等を記入する。

感染症・食中毒関係速報

※学校給食を原因とする場合は「学校における危機管理の手引き：学校給食編」の様式2を使用すること。

1 件名 感染症・食中毒の発生状況について				
2 概要				
(1) 病名(疑い) _____ 診断医師名 _____				
(2) 発生年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日				
(3) 発生場所 _____ 市・町・村 学校名 _____ (在籍数 _____ 名)				
(4) 患者数 _____ 名 (内訳:出席者数 _____ 名 欠席者数 _____ 名) 感染症の場合 クラス名 ____ 年 組 (患者氏名 _____)				
(5) 発生状況				
(6) 症状				
3 措置状況 (学校・学校管理機関・保健所等における措置状況も確認)				
4 臨時休業 有・無 〔有の場合は、 右記を記載〕	種類(<input type="radio"/> で囲む)	1 学級閉鎖 <small>(学級早退を含む)</small>	2 学年閉鎖 <small>(学年早退を含む)</small>	3 休校 <small>(学校早退を含む)</small>
	閉鎖学級名又は学年			
	在籍数			
	閉鎖期間		月 ____ 日 ~ ____ 月 ____ 日(予定)	
5 その他 (検査状況・学校給食の状況・摂取者数等)				

第 号
平成 年 月 日

〇〇〇教育委員会教育長 殿

〇〇〇立学校長 氏 名

学校において予防すべき感染症による出席停止の報告について

このことについて下記により報告します。

記

理由（病名）	学年	人数	期 間	指示年月日	その他参考となる事項

- (注) 1 出席停止期間がまちまちの場合は、○日～○日と記入すること。
2 第一種のものについては「その他参考となる事項」の欄に児童生徒及び保護者氏名を記入すること。

平成 第 年 月 日
号

〇〇県（市町村）教育委員会教育長 殿

〇〇県（市町村）立学校長 氏 名

臨 時 休 業 の 報 告 に つ い て

このことについて下記のとおり報告します。

記

- 1 授業を行わない期間

- 2 非常変災その他急迫の事情の概要

- 3 その他必要と認める事項

(注) 上記2の欄については、理由、措置内容等を記入のこと。